

判決概要③ (R5.12.26 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 30 年 3 月 16 日 (事件番号 : 平成 25 年(ワ)第 6103 号、平成 25 年(ワ)第 19720 号)
裁判所	東京地方裁判所 (民事第 50 部)
裁判官	[裁判長裁判官] 水野有子、[裁判官] 浦上薫史、仲吉統
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件は、平成 23 年 3 月 11 日当時、福島県内に居住していた (ただし、一部未出生の者がいる。) 原告ら 47 名が、同日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に伴い福島第一原子力発電所から放射性物質が放出される等の事故が発生したことによって避難を余儀なくされ、これに伴う各種損害が生じたと主張して、本件原発を設置、運転していた被告東電に対しては、原賠法 3 条 1 項、民法 709 又は民法 717 条 1 項に基づき、被告国に対しては、本件原発の敷地高を超える津波を予見しながら規制権限の行使を怠った等と主張して国賠法 1 条 1 項に基づき、連帯して、慰謝料等の支払いを求めた事案。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第二章 本件訴訟の概要及び前提事実」第 1 本件訴訟の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 5 年 12 月 26 日 (事件番号 : 平成 31 年(ネ)第 1105 号)
裁判所	東京高等裁判所 (第 8 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 三角比呂、[裁判官] 川淵健司、知野明
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府等により避難指示や自主避難勧告等が発せられるなどして避難を余儀なくされた者はもとより、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から避難した者についても、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には、平穩生活権の侵害が認められるというべきである (P51)。 ・緊急時避難準備区域内に居住していた一番原告については、避難開始時点での放射性物質の汚染及び本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への危険があると判断したことは合理的であり、本件事故と一番原告の避難及び少なくとも平成 24 年 8 月末までの避難継続との間には、相当因果関係が認められる (P51、194)。 ・自主的避難等対象区域に居住していた一番原告らについては、本件事故直後には、放射線被ばくによる健康への危険を回避するために居住地から避難することは、通常人の行動として合理的であり、本件事故と一番原告らの避難開始との間の相当因果関係が認められ、また、避難の合理性が認められる終期は、特段の事情がない限り、平成 23 年 12 月末までと認めるのが相当である (P52～53)。 <p>18 歳未満の子供、妊婦、監護を要する子供に付き添って避難を継続せざるを得</p>

	<p>ないと解される両親等については、本件事故発生から約 1 年半後である平成 24 年 8 月末までを避難の合理性が認められる終期とすることが相当である (P53)。</p> <p>・慰謝料額の算定に当たっては、一番原告らの本件事故時住所地の区分 (緊急時 避難準備区域か、自主的避難等対象区域か)、一番原告らの属性 (子供又は妊婦か、それ以外の大人か)、一番原告らが避難を開始した経緯、避難を余儀なくされた期間、慰謝料の増額事由と解すべきと指摘した点のほか本件に現れた一切の事情を斟酌し算定 (P61～62)。</p> <p>○損害額 (慰謝料額) について：</p> <p>原則として、本件事故の旧居住地ごとに</p> <p>① 緊急時避難準備区域について、合計 230 万円</p> <p>② 自主的避難等対象区域について、一般 30～80 万円 子供・妊婦 70～90 万円</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・中間指針は、多くの者に共通する損害について、その賠償の基準ないし考え方を示したものであり、そして中間指針に示された考え方は、その内容や策定経緯等に照らし、基本的に不法行為による損害賠償請求において一般的に採用されている考え方に立脚するものであって、相応の合理性を有することができるが、あくまで当事者による自主的な解決のための一般的な指針にすぎず、法規範に準ずるものとして裁判規範となるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって慰謝料額やその他の損害を判断することができる (P58)。</p>
<p>3. 最高裁決定の概要</p>	
<p>決定日</p>	<p>令和 8 年 1 月 22 日 (事件番号：令和 6 年(才)第 1831 号、令和 6 年(受)第 2364 号)</p>
<p>裁判所</p>	<p>最高裁判所 (第一小法廷)</p>
<p>裁判官</p>	<p>[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村慎</p>
<p>決定の内容 (上告/上告受理申し立て)</p>	<p>[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理</p>

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	緊急時避難準備区域	自主的避難等対象区域
認定慰謝料額	230 万円	一般 30～80 万円 子供・妊婦 70～90 万円
第五次追補を踏まえた 東電基準	230 万円	一般 20 万円 子供・妊婦 52 万円
中間指針ないし 中間指針第五次追補	230 万円	一般 20 万円 子供・妊婦 40 万円
確定 7 判決での 認定額	230～366 万円	一般 8～70 万円 子供・妊婦 40～146 万円